

## 第4回姫路市自治基本条例検討懇話会【議事録（要旨）】

平成24年1月18日

企画政策推進室

日 時：平成24年1月18日（水） 9時30分～12時05分

場 所：姫路市役所 本庁舎 9階 902会議室

出席委員：新川会長、岩成副会長、相川委員、有馬委員、加茂委員、岸田委員、木谷委員、  
玉田委員、藤浦委員、藤本委員、森下委員、渡邊委員

姫路市：内海市長公室長

（事務局）岡山室長、寺尾市民参画部長、名村主幹 他3名

欠席者：3名（増尾委員、松本委員、三渡委員）

傍聴者：0名

主な議事内容：姫路市自治基本条例の項目別の審議について

## 【討議内容】

### ○ 開会あいさつ

### ○ 事務局説明

今後のスケジュール及び前回の懇話会において各委員から要望のあった事項やタウンミーティングで出された市民意見等について、各委員に事前配布していた下記の資料を用いて説明。

資料2 第3回姫路市自治基本条例検討懇話会の意見等への対応について

資料3 姫路市市民活動・協働推進指針における「市民活動」と「市民活動団体」の範囲

資料4 先行都市の自治基本条例（体系整理）（修正版）

参考資料 ① 姫路市自治基本条例 検討スケジュール

② タウンミーティング2011 開催結果

③ 自治基本条例に関するアンケート調査結果

④ 第3回姫路市自治基本条例検討懇話会【議事録（要旨）】

会長 事務局の説明について、意見があればお願いしたい。

（一同意見なし）

定義などは、条文の検討の際に改めて出てくるところもあり、戻って議論することもあるかと思う。

これまでの整理ということで、事務局がまとめた内容を踏まえ、本日の議論に進みたいと思うが、それでよいか。

（一同異議なし）

前は資料1の大項目1「条例の基本的な項目に関する要素」について議論を行ったので、今日は、大項目2「自治体運営の基本原則に関する要素」について事務局から説明願いたい。

### ○ 自治体運営の基本原則に関する要素

事務局から、資料1のP4～P5の大項目2「自治体運営の基本原則に関する要素」について説明。

会長 それでは自治体運営の基本原則についてどのような項目を取り上げるのか、各委員には自由に発言願いたい。

事務局 補足であるが、資料1の中で「△」としているものについては、他都市事例での規定実績が少ない。

例えば「公益通報」は、内部の統治の色彩が濃いため、そのようになっているのではないかと思っている。

実際には、いわゆる内部告発につながる部分であるが、実態として不祥事への対応については、すでに内部で進めている状態である。

「要望の記録と公開」は「△」になっているが、意見・要望・苦情等への対応とのセットもので考えるべき分野と、いわゆる口利きへの対応という問題がある。

この部分については、議会において議会議員政治倫理条例が策定途中であり、それと併せて市長及び職員の倫理条例を検討していることを踏まえて対応していきたいと考えているが、これらの動向が確定していない状況である。

もう1点、「行政評価」の構成要素であるが、言葉として「行政評価」となっているが、市の実態を申し上げると、行財政改革を大きくやっており、その中で事務事業の総点検を実施している。

全部で約2,000の事務事業について実施したが、その一部の24件については、外部評価（一般的にいう事業仕分け）を実施した。

市としては、その一連の流れを行政評価と言う位置付けとしている。

したがって、言葉として「行財政改革の推進」であるとか、「効率的な行政の推進」のように、構成要素の名前自体も変えさせていただければと考えている。

委員A

前回の議論では資料1の内容を混同しており、よく分からなかったが、大項目1は総論、大項目2～4は各論の内容であることを理解した。

なお、大項目2～4の部分は、ほとんどの文書において、「市」が主語となっていることから、自治基本条例は、基本的な実務、取り組みについての市の姿勢を示すものであるという理解でよいのか。

会長

自治基本条例の基本的な考え方については、先ほど話されたとおりにかと思う。

各論の部分では、各規定の内容として「市は～」という主語で始まっているのは、行政や議会などを中心として「市」となるという考えであり、市の取り組む内容が各論部分で中心となっていく。

なお、「市」といった場合、地方公共団体としての「市」が基本にあり、市を構成する基本は住民、市民であることから、当然そこには市民も含まれるということで理解していただきたい。

ただし、市長、議会、その他の執行機関という市民を代表する者が機関として存在しているので、これらが市を運営する中心的な機関ということになろうかと思う。

そういう意味で、できるだけ主体をはっきりとさせなければならないところではあるが、個別には明確にできないところもある。

市長と書けるところは市長、議会と書けるところは議会という形になり、市民と書けるところは市民ということになるかと思うが、どうしても「市が～をする」という言い方が多くなってしまう。

大項目3においても市民の責務の部分もあるが、市が市民の権利をどのようにしていくのかという内容が多くなるので、「市は～」となりがちである。

なお、議会の条項については「議会は～」という言い方になるかと思う。

委員A 資料1の大項目1の「定義」の部分において、「市」の定義がないが、「市」や「執行機関」についての区別が分かりにくい。

会長 市の定義をしっかりと規定するということであるが、一般的には「議会」と「執行機関」を中心にして「市民」を含めた「市」というように考えてもらった方がよいかもしれない。

委員B 「公益通報」（大項目2）の部分について、第2回懇話会では、たとえ要綱で規定されている内容であっても、自治基本条例自身が、「市民が見て分かりやすい」、「信用に足る市役所である」ということのメニュー出しがあった方がよいのではないかとということで、入れた方がよいのではないかと意見を伺わせていただいた。

要綱にあるから不要であるというのは理由にはならないし、入れたことで、今までやっていなかったと思われるということにはならないのではないか。

行政の視点から見てバランスが悪いというのは重々承知しているが、やはり誰のための、誰に読んでもらって信用されるための条例かと考えた場合に、要素として盛り込んだほうがよいと思う。

2点目として、「外郭団体」（大項目2）の定義であるが、資料には「設置の目的や趣旨に合った運営が適正かつ健全に行われているか、指導・調整を行うこと」とされているが、「姫路市外郭団体指導調整要綱」においても、「事業内容がその設立目的に合致しており、かつ、社会経済情勢の変化に的確に対応しているものであること」という規定になっている。

現在、外郭団体の設置目的自身が時代に合わないものがあり、それを見直すにはどうするのかというのが、外郭団体の統廃合や運営の課題となっている。

したがって、設置の目的自身を見直すような内容がなければ、古い目的のまま外郭団体へ指導するという印象を受けるので文言を修正する必要がある。

「行政評価」（大項目2）の部分では、「不断の行財政改革に取り組むこと」ということで、経済情勢の話などを盛り込むことができるが、「外郭団体」については、設立当初の設置目的に読み替えられてしまうと、経済情勢の変化等に対応する項目が出てこないことになるので、表現の工夫が必要ではないかと思われる。

事務局 外郭団体については、統廃合、廃止も含めて見直しを進めている。

その中では、目的、趣旨に沿った存在意義があるかどうかという視点から入っている。

文言を入れるとすれば、「運営が」（外郭団体の規定内容①）の前に「存在意義」というような要素を入れてはどうか。先ほどの委員Bの意見を踏まえ、そのような文言を入れたいと思う。

- 委員C 今議論している自治体運営の基本原則と大項目3「住民自治の仕組み」に共通して言えることだが、今回の条例は、制定後に運用していく部分が大切であり、住民に理解してもらうことが非常に重要である。ただ、自治基本条例には、さまざまな要素が含まれているので、丁寧に説明をしなければ、何も分かってもらえない。詳細については〇〇という形で、市としてはどのような目的でやっているのかなど、概要を示すような形で資料を示し、パブリック・コメントを実施すると、高校生くらいが自治体や住民の役割などを勉強するための良い材料になると思う。ぜひ、来年度のパブリック・コメントの際には、そのような形で実施し、詳しくは条文を参照してもらおうというパターンでやっていただきたい。
- 事務局 「公益通報」について委員Bに改めてお伺いしたいが、私個人としては、自治体運営の基本原則の部分が、ある意味、市政が性善説に基づいてばかりではダメだと思っており、公益通報のように性悪説に基づいた自浄作用を規定することもあり得ると考えている。「要望の記録と公開」について規定するのであれば、市としてもしっかりやっているという観点からを規定する必要があるかと思う。そこで、先ほどの意見を確認させていただきたいのだが、市民に対する分かりやすさの上から、重要であるということだが、公益通報を規定することと、市民に対する分かりやすさというのがどのように結びつくのかイメージできないので、ご教示願いたい。
- 委員B 主に資料1の公益通報①の部分であるが、市役所の中には自浄作用があるということを市民に示すということが、自治体運営の基本原則に盛り込まれていることで、市民が協働してもよい相手であるということ、分かりやすく信頼してもらえるとということである。
- 事務局 了解である。
- 委員B 議会のチェックや情報共有や情報公開などがあるだろうが、職員としてもかばい合うのではなく、隠ぺいせず自浄作用があるということを宣言しておくことは重要である。
- 委員D 「要望の記録と公開」の中で、職員倫理条例の関係について、庁内の検討状況のタイムスケジュールと自治基本条例の検討に対してどのような関係になっているのか、教えてもらいたい。
- 事務局 職員倫理条例の検討状況は、自治基本条例とほぼ同時期の進行となっており、平成25年4月の議会への上程となると思われる。ただ、その前提となる市議会議員政治倫理条例の審議の最中であるので、確定的なことを申し上げることはできない。「要望の記録と公開」については、規定の仕方が難しく、団体や色々な肩書を持った市民がおられるので、どのように規定するかについて

は、政治倫理条例との整合を図りながらということになるかと思う。

会長

自治基本条例であることから、「別に条例で定める」と入れざるを得ないと思うが、さまざまな要望を記録することとそれを公開するという原則を、謳わざるを得ないのかと思うが、各委員からのご意見をいただければと思う。

委員A

市民としては、市役所の手続きがしっかりしていて、誰に言っても同じ状況になるということをお求めているが、裁量の範囲で、人によって対応が変わることがある。

また職員同士の情報共有ができておらず、同じことを言いに行っても、対応が異なることがある。

いわゆる縦割り行政と言うことかもしれないが、姫路市全体でも、目的を持って戦略的にやっていくということで、色々な課題があろうかと思うが、そのような課題に対して経営感覚を持って取り組んでいるといった内容を、前向きに反映してもらいたい。

「要望の記録と公開」と「公益通報」という部分は、オープンな組織としては当然のことだと思うので、当然のことは当然のようにやっているということを高らかと謳うことが大切だと思うので、ぜひ入れるべきだと思う。

会長

職員の基本的なあり方については、資料1の3ページの「職員の責務」に出ている。

ただ、先ほどの意見では、庁内の情報共有や職員の意欲の向上など、そのあたりについてどう盛り込むかについては、検討が必要かもしれない。

事務局

先ほどの意見は、尊重しなければならない考え方だと思っている。

このあたりについては、基本原則のところ姿勢というか考え方を示し、意識改革として、いかに職員にそのような意識を持たせるか、また、情報共有として組織的に共有していくかということである。

そのような内容が、職員の責務（大項目1）の②の部分の読み方であり、職員に徹底していかなければならないと思う。

そういったものを行政手続や説明責任、意見・要望・苦情等への対応など、原則的に書いていき、できあがった条例で職員の意識改革につなげていくというプロセスが大切であると思っている。

委員E

行政評価について行財政改革を推進されているのはよく理解しているつもりだが、それを評価して見直し、公表することについては、イメージとして、市が行財政改革に取り組み、自ら評価し、自己満足の公表をされるのではないかという懸念があるので、誰が評価をするのかということについて伺いたい。

事務局

一口に行政評価と言っても、色々なレベルがある。

市では、行財政改革として、年次単位でPDCAサイクルを運用して

いる。今年度は、全事業総点検というものを実施しており、いわゆる他都市の行政評価と同じように、評価シートを作成し、効率性、合理性などさまざまな視点から各担当でチェックし、客観的に段階評価をしており、見直すべきものについては、点検の対象としようということにしている。

見直しの対象になったものについては、市民の目線から評価してもらうプロセスがあり、我々は「外部評価」と呼んでいる。

そのような一連の流れを大きく「行政評価」というとらえ方をさせていただけるなら、このような言い方でよいかと思うが、実際やっているところは、行財政改革の流れの取組みである。

会長

今話のあったように行政評価は、市の政策や施策あるいは事業をどう客観的に見直し、今後の改善にどうつなげていくかということが目的である。

ポイントの一つに、評価を内部でやってしまうということがあるが、それでは、客観性や市民目線というものが損なわれてしまうので、どのようにするのかということで、先ほど事務局が話されたように、一部については本市でも外部の視点を入れて、事業仕分けのような形で評価をしているということである。

この自治体運営の基本原則の中で、改めて行政評価というものを入れていくとすると、まずはその、評価というものをきちんとやろうということになる。

その時の評価の原則としてどのようなことを考えておくのかというのがとても重要になる。

事務局

内部で評価した結果というのも議会に説明したうえで公表している。

補足であるが、委員Eは誰が評価をするのか分からないというか、仮に内部で評価しているのであれば甘くなってしまうのではないかとということを考えておられるということか。

委員E

そうである。どうしても高い評価をされているのではないかとということも思っていた。

事務局

それについては、行政評価制度の大きな課題になっており、行政評価をするために数値目標を置いて客観的に判定されてしまう場合、高く評価できるよう、あいまいな言葉の目標を設定してしまうということがある。

資料1の4ページの説明では、行財政改革が主眼になっているので、そのような面での説明を行ったが、現在パブリック・コメントを実施している総合計画第2次実施計画も3年単位でやっており、そういった施策全体の評価ということからいうと、可能なものについては施策それぞれに数値目標を定めるようにしており、それに対する達成度やそれを3年単位でどう達成させるのかや、社会経済情勢などを踏まえて見直していこうという、いわゆるPDCAサイクルをこの施策全体の面で

も取り入れている。

施策評価という面でいうと、①、②（資料1の4ページ）以外の表現になってくる。

ここで行政評価というのは、①のように行財政改革という規定の仕方に入っていきこうとしている。

委員F

民間の企業であれば、単純にコストと収益とで測ることができると思うが、行政の仕事はコストだけをもって評価できないこともあろうかと思うので、やはりPDCAの中のチェックについては議会のチェックもあることから、コストだけではないということで、このような表現でもよいと思う。

事務局

数値目標を置くように指示する組織がある程度必要であり、そのようなものが行政評価に含まれているのだと思う。

一方で、これは今までの行政評価であって、委員Eが指摘されたように、それでも甘いのではないかというような考え方を持たれている方が多くなったので、国では事業仕分けが実施され、何のためにこのような評価をやったのかということになったのかと思う。

したがって、これから行政評価をやる場合は、数値目標をしっかり置かなければ意味がないと思うので、そのような意味で行政評価を示しておく、徐々にではあると思うが、自らを律するような厳しい評価になっていく、行政評価の本来の姿になるのではないかと考えている。

委員G

我々は、先ほど説明を受けたので総合計画が3年ごとに見直されていることなどを分かっているが、配付資料を見る限りでは、そのようなことが見えてこない。市民目線の観点から、そのようなことを条例の内容には書けなくとも、市として、このような取り組みを年次ごとにやっているというようなことなどを書いていただくと、市民に理解してもらえるのではないかとと思う。

会長

大変重要な指摘であり、基本としてPDCAサイクルを回すということは何度も言っており、最初の基本原則からそのような考え方で進めてはいるが、具体的に毎年の進捗度であるとか、それを公表して市民のチェックを受けるのか、というところまで踏み込むかどうかは別にして、少なくともそのような姿勢はどこかに入れてもよいのかもしれない。

これは、自治基本条例の内容なのか、それとも別のところで議論すべきことなのか少しご検討いただければと思う。

委員H

外部評価の問題であるが、行財政改革については事業仕分けのようなシステムで取り込まれているが、それを実施する場合、他の部署から評価委員のような人が出てくるのか。

昨年の全事業総点検の際には、恐らく行財政改革推進会議の委員が実施されたのではないかと。



また、その際に出てきた改善点や問題意識などは、行財政改革推進会議から出されたのではないのか。

事務局

外部評価を行った24項目についてはそうである。

外部評価の場で判断された意見を尊重して、議会に報告させていただき、意見をお伺いし、平成24年度の予算編成に反映できるものは行うようにしている。

先ほど委員Fが言われたような行政というコストだけではない別の価値があり、本市の歴史等を踏まえた総合的な判断の中でやろうとしているので、国の事業仕分けのようなどころまでできていない。

委員H

私は外部評価の取り組みについては、パフォーマンス的なものに終わるのではないかと懸念している。

先ほど言われたような特有の問題について、実際どこでチェックして、どこで評価していくのかについては、よく分からないので、自治基本条例において規定する場合、評価をするなり、見直す点は見直すなどをどういう形で行うのかが率直な疑問として残っている。

その辺りを検討して欲しい。

会長

自治基本条例の制定に合わせて、行政評価についても整理を行い、市民への説明責任を果たしていくということを考えてよいのかもしれない。

ただ、評価の仕組みについては、難しく、手間もかかることであり、様々な議論があることから、自治基本条例にどこまで書き込むのかも含めて、事務局で検討していただきたい。

行政評価について、自治基本条例において盛り込まなければならないということは、委員が共通して認識されていることと思う。

委員B

行政評価について条例の中でどのように入れるのかについては、非常に難しいが、入れるとすれば、「評価」の部分で「市民目線を大事に」といったことを入れる程度かと思っている。

会長

自治体運営の基本原則に関する要素として、記述的な意見もいただいたが、基本的な構成要素としては、「△」になっているものも含めて、当懇話会においては取り入れるということによいか。

(一同異議なし)

では、「△」となっていた「要望の記録と公開」と「公益通報」についても、取り上げて具体的な内容を検討いただきたい。

それでは先に進みたいがよいか。

(一同異議なし)

それでは事務局からの説明をお願いしたい。

○ 住民自治の仕組みに関する要素、その他の項目に関する要素

事務局から、資料1のP6の大項目3「住民自治の仕組みに関する要素」及びP7の「その他の項目に関する要素」について説明。

会長 事務局の説明について、意見、質問などあればお願いしたい。

委員A この部分は市民活動に携わるものとして非常に重要な部分である。  
前回の会議では、大項目1の「市民活動団体（コミュニティ）の責務・支援」と大項目3の「参画・協働」は同じようなことが書かれているのかと思っていたが、その辺りの意味合いを分けながら整理をしていきたい。

姫路市では自治会の方々に多大な貢献をしていただいているという事実があるが、NPOも自治会におんぶにだっこではなく、姫路市の活動を大きく担っていくべきだと思っており、皆さんもそれを望んでおられると思っている。

今日いただいた資料2と資料3で、市民活動とコミュニティ活動を整理していただいております、それに基づいて見直すならば、大項目1の「市民活動団体（コミュニティ）の責務・支援」の①と④にはコミュニティという言葉が出ている。

この部分については「市民活動」という大きな括りで、簡単に言うと、「市民活動団体（コミュニティ）の責務・支援」というのは「市民団体」とでもすればよいのではないかと。また「コミュニティ活動」という表現も「市民活動」に置き換えるのがよいかと思う。

2点目として、その支援として④では、「市」が主語になっているので、各論の大項目3に移した方がよいのではないかとということである。

3点目として、「パブリック・コメント」において「市の重要な政策等の策定時に」という市民意見聴取のタイミングの記述があるが、このタイミングでは遅いのではないかと思っており、市が、重要な政策等を検討している段階から情報を公開し、市民との参画と協働を進めて欲しい。この点を、姫路のまちづくりの大きな特徴にしてはどうか。

4点目として、資料3に記載されている「ボランティア活動」はどのような活動を言うのか。

姫路市では、神戸市に比べNPOに対する財政的支援がほとんどないため、市民活動団体への支援の中に財政的な支援の要素も匂わせていただきたい。

事務局 パブリック・コメントの部分で、市の重要な政策等の策定前から情報提供すべきではないかという意見に対しては、「情報共有・情報公開・情報提供」の部分をもっと充実させるということで、今後議論いただきたいと思っている。

なお、パブリック・コメントについては法律で規定されており、政策の策定時には法定の意見公募手続きを実施するというものであるが、その前の段階から意見公募を行うことは可能である。

もう1点、大項目1に戻って「コミュニティ活動に努めること」と「コ

「コミュニティ活動」という文言が残っていることについては、事務局として意図的に残したものである。

それは、資料2と資料3で説明したことを踏まえて、今回の会議で議論いただきたいと考えていたためである。

個人的には、先ほど説明したとおり、現在の総合計画における「コミュニティ」の定義と、市民活動・協働推進指針のコミュニティの定義が明確に一致していない部分があったので、コミュニティ活動という言葉はどうするのかを考える必要があると思っている。

先ほどの意見のとおり「コミュニティ活動」を「市民活動」に置き換えるというのも一案であり、事務局でも議論したいと思っており、次回の会議で提示させていただきたい。

ボランティア活動については、文言で整理するのは非常に難しい要素であるが、基本的には、営利を求めず自主的に想いを達成するための活動をしていくことと考えている。

NPOに対する助成制度については、NPOだからということでの助成制度はないが、姫路市と協働で活動していく事業補助の制度を設置しており、毎年度実績がある。

これは、市民活動団体であるということを中心にしており、様々な形での協働がなされているのが現状である。

会長

委員Aの意見はコミュニティという文言がいいのか市民活動という言い方がいいのか、ここは市全体としてどう整理をされるのか、事務局の方でもう一度検討いただき、できるだけ明確に示していただきたい。

2つ目に、市民活動に対する支援という規定について、大項目3の住民自治の仕組みに関する要素に具体的に組み込んで行ってはどうかという意見をいただいた。

これについては、現在の構成要素の中では、収まる場所がないので、事務局において検討いただきたい。

それから、情報共有や情報公開に関する意見については、できるだけ早い段階で積極的に市民に知ってもらうということを行政側の義務や早い段階からの市民の知る権利を実現できるように基本的な姿勢に考え方を盛り込んでもらいたい。

ボランティア活動の基本は、非営利であるということと、それぞれの想いや意思に基づくことではないかと思っており、そのように理解していただきたい。

委員I

言い方の問題であるが、大項目3の「参画・協働」において「新しい公共」という言葉があるが、これには大きな仕組みや活動などが入っているものと思っているので、言い方を工夫した方がよいのではないか。

会長

使わなくてもよいのではないか。

- 委員I 確かに、なくても問題ない。  
ただ、「新しい公共」というのはここ2、3年でクローズアップされているものだと感じている。
- 事務局 「新しい公共」は民主党政権になった際に、大々的に使われた言葉である。  
ただ、分かりにくいという指摘はもつともであるので、会長の言われたとおり、削除することについて市としてのこだわりはなく、どのように扱うかについては事務局で預からせていただきたい。
- 委員B 先ほどの議論の延長で、「参画」と「協働」を一体化して扱うことについて疑問であり、分けて定義した方が、混乱がないような気がする。  
この「参画」の部分に委員Aが言われた情報共有の話や、市政への参画のような内容を入れると筋が通るのではないか。
- 事務局 これは市民活動・協働推進指針との関係があり、このように表現しているが、ご指摘のとおり、分けた方がより分かりやすくなると思っている。
- 委員B 「定義」においては、参画と協働を分けているのではないか。
- 事務局 そのとおりである。  
骨子の段階で、お示しさせていただきたい。
- 委員C 庁内において条例の制定に向けてどのような動きがあるのか。  
条例制定に携わった部署以外に、市民活動を支援するような部署においても非常に重要だと思うが、庁内で議論、共有するような場がない限り、組織としてあまり変わらないという気がしている。  
その仕掛けとして、条文以外に解説書の位置付けがすごく大きい。条文には書かないが重要なことが沢山あり、市民に知ってもらいたいことを丁寧に書いた解説書というのが非常に重要で、それは、1つの部署だけでなく他の部署と一緒に作る必要がある。  
そこで、検討スケジュールの中で、解説書づくりというものを加えてもらいたい。それが、高校生や中学生に行政を知ってもらうためのよい教科書になるのではないかと考えている。
- 委員A 他都市では大学生と協働し、公募委員と職員とで解説書を作っていたかと思う。  
できれば職員と市民と今風な観点を加えた解説書を作っていただきたい。
- 会長 若者に参画してもらおうという視点も大事であるということであるが、実現できるかどうかは別にして検討いただければと思う。  
要素として取り上げるべき部分については、さまざま意見をいただ

いたが、基本的には事務局から示していただいた案に参画と協働を含め構成要素として掲げ考えていく。

また、市民活動等の支援をするというところについては、どのような項目を加えるのかについてや、参画との関係では、市の政策決定について早い段階で参加をする、あるいは情報を共有するというところについてはどのような文言を加えるのかということについて、宿題として事務局で検討いただきたい。

その他、構成要素について、意見はいかがか。

条例の見直し等については、大項目4で謳われているので、具体的にはまた条文の検討のところ、ご議論いただければと思うが、そのようなものを含まれているということで確認いただきたい。

委員G

今回の議論とは関係ないが、タウンミーティングの参加者の年代を見ると、10代は極端に少ない。

自治基本条例の制定に向けて取り組んでいるということが、将来の大人になる中学生や高校生たちに分かってもらい必要があると思う。

詳細について知る必要はないが、仕組みについての簡単な説明を出前講座のような形で、市内の高校、中学校において実施できるよう教育委員会に働きかけてはどうか。

会長

よいアイデアだと思う。どのような形でできるかは分からないが、事務局において検討いただきたい。

併せて、若者にも分かりやすい形での条例の狙いや趣旨等を説明するパンフレット等を検討いただきたい。

その他に意見はないか。

(一同意見なし)

それでは、構成要素については議論を終えることができたので、この要素に基づき条例の文言に移っていきたいと思う。

今後の対応等について事務局から説明をお願いしたい。

## ○ 連絡事項

事務局

熱心にご議論いただき感謝している。

次回の懇話会は2月20日（月）を予定しており、後日出欠の確認をさせていただきます。

会長

それでは、第4回懇話会を終了する。

以上